

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公開番号】特開2014-40569(P2014-40569A)

【公開日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-012

【出願番号】特願2013-49353(P2013-49353)

【国際特許分類】

C 08 B 11/145 (2006.01)

A 61 K 8/73 (2006.01)

A 61 Q 5/02 (2006.01)

A 61 Q 5/12 (2006.01)

A 61 Q 19/10 (2006.01)

【F I】

C 08 B 11/145

A 61 K 8/73

A 61 Q 5/02

A 61 Q 5/12

A 61 Q 19/10

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月5日(2016.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

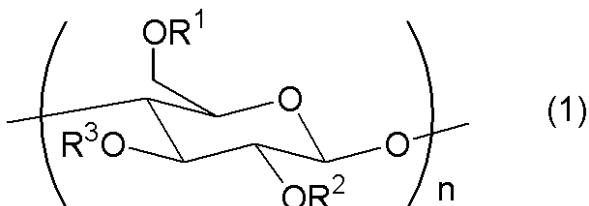
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

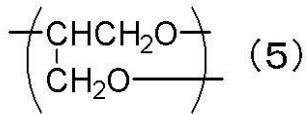
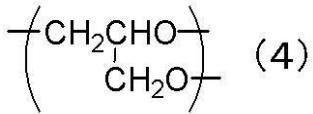
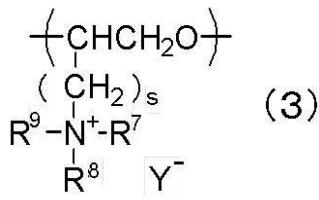
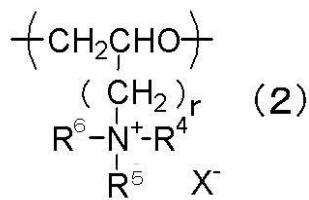
下記一般式(1)で表されるアンヒドログルコース由来の主鎖を有し、かつ該アンヒドログルコース単位あたりのカチオン化アルキレンオキシ基の置換度が0.01～0.18であり、グリセロール基の置換度が0.5～5.0であり、25における1質量%水溶液の粘度が10～10000mPa・sであるカチオン化グリセロール化セルロース、界面活性剤、水、及び油剤を含有し、油剤の含有量が0.01～30質量%であり、油剤がシリコーン油を含む、界面活性剤組成物。

【化1】



(式中、R¹、R²及びR³は、それぞれ独立に、下記式(2)～(5)から選ばれる1種以上の繰り返し単位からなる置換基、又は水素原子を示し、分子中の全てのR¹、R²及びR³が同時に水素原子となることはない。nはアンヒドログルコース由来の主鎖の平均重合度を示し、100～12000の数である。)

【化2】



(式中、式(2)又は(3)で表される繰り返し単位構造はカチオン化アルキレンオキシ基を示し、式(4)又は(5)で表される繰り返し単位構造はグリセロール基を示す。R⁴～R⁹は、それぞれ独立に炭素数1～3の直鎖又は分岐のアルキル基を示し、X⁻及びY⁻はアニオンを示し、r及びsは0～3のいずれかの整数である。式(2)～(5)で表される繰り返し単位構造において、酸素原子は、水素原子又は他の繰り返し単位の炭素原子と結合している。)

【請求項2】

カチオン化グリセロール化セルロースにおける炭素数7以上の炭化水素基の置換度が0.01未満である、請求項1に記載の界面活性剤組成物。

【請求項3】

カチオン化グリセロール化セルロースの25における1質量%水溶液の粘度が20～6000mPa・sである、請求項1又は2に記載の界面活性剤組成物。

【請求項4】

カチオン化グリセロール化セルロースの含有量が0.01～10質量%である、請求項1～3のいずれかに記載の界面活性剤組成物。

【請求項5】

界面活性剤に対するカチオン化グリセロール化セルロースの質量比(カチオン化グリセロール化セルロース/界面活性剤)が0.0002～10である、請求項1～4のいずれかに記載の界面活性剤組成物。

【請求項6】

界面活性剤の含有量が0.1～80質量%である、請求項1～5のいずれかに記載の界面活性剤組成物。

【請求項7】

界面活性剤が、アルキル硫酸塩、ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩、ポリオキシエチレンアルキルエーテル酢酸塩、スルホコハク酸アルキルエステル塩、アシルグルタミン酸塩、アシルイセチオネート、及びアシルメチルタウレートから選ばれる陰イオン性界面活性剤、ポリオキシアルキレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、脂肪酸アルカノールアミド、及びアルキルグリコシドから選ばれる非イオン性界面活性剤、及びアルキルジメチルアミノ酢酸ベタイン、脂肪酸アミドプロピルベタイン、及びアルキルヒドロキシスルホベタインから選ばれる両性界面活性剤から選ばれる1種以上である、請求項1～6のいずれかに記載の界面活性剤組成物。

【請求項8】

請求項1～7のいずれかに記載の界面活性剤組成物の毛髪化粧料組成物としての利用。

【請求項9】

請求項1～7のいずれかに記載の界面活性剤組成物の皮膚洗浄剤組成物としての利用。

【請求項10】

毛髪すすぎ時のすべり感とその持続感、乾燥後の毛髪にしっとり感と柔らかさを付与す

るための、請求項1 ~ 7のいずれかに記載の界面活性剤組成物の毛髪化粧料としての使用。

【請求項 11】

乾燥後の皮膚に保湿感を付与するための、請求項1 ~ 7のいずれかに記載の界面活性剤組成物の皮膚洗浄剤としての使用。